

国土交通省所管の支援メニューについて

ふるさとテレワーク推進事業の実施場所となる建物の改修等に関して、以下の国土交通省所管の支援メニューを活用する予定がある、又は活用した施設においてふるさとテレワーク推進事業を実施する場合は、別紙2様式1「実施計画書 5. 選定のポイントに対する適合性 ④補助事業の費用分担の適切性 イ他省庁の補助金等の活用状況について i) 国土交通省関係」に、以下の項目を記載すること。

- ・支援メニュー名

(社会資本整備総合交付金の場合は、社会資本総合整備計画名称及び基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業の別とそれぞれの事業種別)

- ・活用年度 (国土交通省所管の支援メニューを活用する又は活用した年度)

- ・整備内容

(国土交通省の支援メニューを活用し、何を整備する又は整備したのかについて具体的に記載)

- ・役割分担

(ふるさとテレワーク推進事業と国土交通省所管の支援メニューそれぞれが対象とする実施事業内容の分担及び対象費用の分担状況について具体的に記載。なお、その他補助を受ける場合や自己負担分等がある場合は、ふるさとテレワーク推進事業分、国土交通省所管の支援メニュー分、その他補助や自己負担分等を明確に区分して記載)

※ 国土交通省所管の支援メニューの活用にあたっては、別途、国土交通省の各担当部署や MINTO 機構等による審査等を実施する。

※ 国土交通省所管の支援メニューの活用予定等がある場合には、総務省に提出された提出書類の全部又は一部を提案者の特段の許可を得ることなく、国土交通省へ情報提供を行うものとする。

1. 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、政策目的の計画的な達成を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的に支援するものです。

※社会資本整備総合交付金に関する支援内容等の詳細については、社会資本整備総合交付金交付金要綱をご覧ください。

国土交通省 HP (社会資本整備総合交付金要綱)

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

2. まち再生出資業務

市町村が定める特定の区域 (都市再生整備計画の区域等) において、民間事業者が都市開発事業 (改修等を含む) を行う場合、MINTO 機構が出資を行うことにより、事業の立ち上げを支援します。

※支援内容の詳細については、下記の MINTO 機構 HP をご覧ください。

MINTO 機構 HP

<http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html>

上記に関する国土交通省所管の支援メニューに関するご質問、ご相談については、下記の相談窓口へご連絡ください。

<国土交通省の支援メニューに関する相談窓口>

(国土交通本省の相談窓口)

国土交通省 都市局 都市政策課 都市環境政策室 環境政策企画係
電話 03-5253-8398

(地方整備局等の相談窓口)

■北海道

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 計画・景観係
電話 011-738-0234

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係
電話 022-225-2171

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

関東地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第一係
電話 048-600-1907

■新潟県、富山県、石川県

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係
電話 025-280-8755

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

中部地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第一係
電話 052-953-8573

■福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第一係
電話 06-6942-1080

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係
電話 082-511-6194

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 企画調査係
電話 087-811-8315

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査係
電話 092-707-0187

■沖縄県

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 都市整備係
電話 098-866-1910